

市立小中学校（国立小中学校、県立中学校）に就学している児童生徒のご家庭で、受給基準を満たすご家庭に、就学に必要な経費の一部を援助する制度（就学援助制度）をご案内します。受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。ただし、諸要件によっては認定されない場合もあります。

1. (受給基準)就学援助費はどんな世帯が受給対象になりますか？

下記のいずれかに該当している人が受給対象になります。

- ・生計同一の収入が一定基準以下である
 - ・児童扶養手当を受給している※
 - ・生活保護の停止又は廃止
 - ・市民税が非課税又は減免
 - ・個人事業税が減免
 - ・固定資産税が減免
 - ・国民年金の掛金が免除
 - ・国民健康保険料が減免、又は徴収猶予
 - ・生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた
 - ・職業安定所登録日雇労働者として登録
- ※児童扶養手当とは、ひとり親家庭等に支給される手当になります。



制度について詳しくは、スマートフォン等で、上のQRコードを読み込んでください。

2. (認定基準)認定される基準の収入はどのくらいですか？

基準額は、生計同一の人数、年齢などにより異なるため、あくまでも目安として参考にしてください。

世帯	家族構成	総収入額(給与所得控除前の額)
3人	父38歳・母33歳・子供9歳(小学4年生)	約390万円 (社会保険料36万円)
4人	父35歳・母30歳・子供6歳・子供2歳	約430万円 (社会保険料45万円)
5人	祖父69歳・祖母68歳・父45歳・母41歳・子供12歳	約520万円 (社会保険料59万円)

3. (援助費品目)認定されると何が援助されますか？

援助費は学年によって、支給される品目が違います。下記をご確認ください。



	学校給食費	学用品費等	新入学学用品費	校外活動費	通学費	修学旅行費	体育実技用具費	医療費
小学校	実費額	1年生 12,960円 その他の学年 15,120円	51,060円	3,620円以内	実費額 片道 小学生4km以上 中学生6km以上 で公共交通機関 利用者のみ	21,490円以内	柔道 7,500円以内 剣道 51,940円以内 スキー 37,330円以内	実費額
中学校		1年生 24,480円 その他の学年 26,760円	60,000円	6,100円以内		57,590円以内		
給付の時期	認定通知を受けるまで(1学期分)は引落し、10月末に還付予定。3月に認定された場合は、引落しはありません	1学期分：7月末に支給予定 2学期分：12月末に支給予定 3学期分：3月末に支給予定	7月末に支給予定 ただし3月に認定された場合は、3月末に支給予定	行事終了後(随時)	前期分は10月末支給予定 後期分は3月末支給予定	1学期実施分は9月末支給予定 2学期以降実施分は随時支給予定	随時支給予定	随時支給予定

※学用品費等の金額は年額であり、4月から認定があった場合の額になります。5月以降からの認定の場合は、小学校1年生は月額1,080円、小学校その他の学年は月額1,260円、中学校1年生は月額2,040円、中学校その他の学年は月額2,230円に月数を乗じた額となります。

4. (申請方法)手続きはどうしたらいいですか？

I 令和5(2023年)年度に小学校または中学校1年生になる児童生徒の保護者

(1) 下記のいずれかに該当する場合は、新入学学用品費を3月に支給できますので、右の手続きを行ってください。申請書を郵送します。

- 令和4(2022)年11月以降に児童扶養手当を受給している
- 令和4(2022)年4月以降で生活保護の停止又は廃止
- 令和4(2022)年度市民税が非課税又は減免
- 令和4(2022)年度個人事業税が減免
- 令和4(2022)年度固定資産税が減免
- 令和4(2022)年4月以降に国民年金の掛金が免除の措置を受けた。
- 令和4(2022)年4月以降に国民健康保険料が減免、又は徴収猶予の措置を受けた。
- 令和4(2022)年4月以降生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた。
- 令和4(2022)年4月以降に職業安定所登録日雇労働者として登録

<申請手続き>

下のQRコードから保護者名(申請者名)、住所等を入力していただくと、ご自宅に申請書を郵送します。(申請時の要領等は、その際に案内します。)

入力締切日：令和4年12月1日(木)



https://s-kantan.jp/city-otsu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1929

※3月に支給するための申請期間は令和5年1月15日から2月15日です。右の手続きができない場合、学校教育課窓口やホームページでも申請書を用意しています。(1月上旬予定)

(2) 上記の条件に該当しない児童生徒の保護者(収入での審査を希望) 上記の条件に該当するが、申請を行わなかった児童生徒の保護者

裏面のIIの申請期間に申請してください。

裏面に続く

Ⅱ ・令和 5(2023)年度に小学校または中学校 1 年生で I (1)の要件に該当しない児童生徒の保護者
 ・令和 5(2023)年度に 2 年生以上の児童生徒の保護者

★(受付開始)いつからできますか？

- ・令和 5 年 3 月 2 日に申請の受付が始まります。3 月 1 日以前の受付はできません。
- ・3 月 2 日以降、申請は随時受付をしています。次のとおり、受付日の翌月からの認定となります。

要件	認定時期	通知
令和 5 年 3 月 2 日(木)から 4 月 10 日(月) まで	4 月から認定	7 月中旬
令和 5 年 4 月 11 日(火)から 5 月 1 日(月) まで	5 月から認定	7 月中旬
毎月 2 日から翌月 1 日まで	翌月から認定	翌月

※ 新入学児童生徒学用品費の給付は、4 月から認定される期間の申請でなければ受給できません。

※ 修学旅行費の給付は、修学旅行の実施日以前に認定されていなければ受給できません。

例：5 月 10 日から修学旅行に行って修学旅行費の給付を受ける場合は、5 月 1 日までに申請し、4 月からまたは 5 月からの認定であることが条件です。

Ⅲ 申請の方法について(Ⅰ、Ⅱ 共通)

★(申請場所)申請はどこでできますか？

- ① 在籍している小中学校(Ⅱのみ)、支所(Ⅱのみ)、学校教育課に直接、提出(土日祝除く)。
 - ② 郵便(特定記録郵便のみ)で学校教育課に提出(申請の受付の代わりとして郵便記録を保管しておいてください。)
- ※申請書は在籍している小中学校、支所、学校教育課に置いています(2 月下旬以降予定)。

★(必要書類)申請には何が必要ですか？

【全員】・申請書

- ・保護者名義の預金通帳の写し(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可)
- ※ ゆうちょ銀行の方は、振込用の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付

【該当者のみ】

申請理由が「生計同一の収入が一定基準以下である」で、下記の要件に該当する場合

要件	必要書類
借家・県営住宅の場合(審査において家賃額の控除を希望する方)	令和 4 年(2022 年)の家賃額(1 月から 12 月まで)を証明する書類(契約書、更新書の写し)
住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する場合	同種同月の公共料金(電気・水道・ガス代)の領収書(各世帯それぞれ 3 ヶ月分)の写し(令和 4 年 1 月以降)
令和 5 年 1 月 1 日時点で、大津市に住民票がない場合	前市町村で発行された令和 5 年度所得証明書または課税証明書(総収入額、総所得額、社会保険料の記載のあるもの)※令和 5 (2023) 年 6 月から取得可能となります。提出期限：令和 5 (2023) 年 6 月 13 日(火) 提出が遅れる場合は、ご連絡ください。

その他の申請理由の場合

申請理由	必要書類
「児童扶養手当を受給している」	令和 4 年 11 月以降に大津市が発行した児童扶養手当証書の写し ※3 月 2 日から 4 月 10 日までに申請される場合は、添付書類は必要ありません。
「生活保護の停止又は廃止」	令和 4 年 4 月以降に発行された生活保護の停止決定通知書または、廃止決定通知書の写し
「市民税が非課税又は減免」	児童生徒を除く世帯員全員の市民税非課税証明書(令和 4 年度または令和 5 年度)の原本
「個人事業税が減免」	個人事業税減免決定通知書(令和 4 年度または令和 5 年度)の写し
「固定資産税が減免」	固定資産税賦課決定通知書(令和 4 年度または令和 5 年度)の写し
「国民年金の掛金が免除」	令和 4 年 4 月以降に発行された 20 歳以上の世帯全員の国民年金保険料免除承認通知書の写し
「国民健康保険料が減免、又は徴収猶予」	令和 4 年 4 月以降に発行された児童生徒を除く世帯全員の国民健康保険料減免・徴収猶予決定通知書の写し
「生活福祉資金貸し付け制度による貸付を受けた」	令和 4 年 4 月以降に発行された生活福祉資金貸付決定通知書の写し
「職業安定所登録日雇労働者として登録」	雇用保険被保険者手帳の写し